

第3次相馬市役所地球温暖化防止実行計画

令和7年3月26日

相馬市

目 次

1. 計画の基本的事項

1-1.計画策定の背景.....	1
1-2.計画の目的.....	1
1-3.計画の対象範囲.....	2
1-4.対象とする温室効果ガス.....	2
1-5.計画の期間.....	2
1-6.計画の位置づけ.....	3

2. 温室効果ガスの排出状況

2-1. 温室効果ガス排出状況.....	4
2-2. 温室効果ガスの排出削減に向けた課題.....	4

3. 温室効果ガスの排出削減目標

3-1.温室効果ガスの排出削減目標.....	5
------------------------	---

4. 削減目標達成に向けた取り組み

4-1.削減目標達成に向けた5つの取り組み.....	6
4-2.推進事務局の取り組み.....	9

5. 計画の推進

5-1.推進体制.....	10
5-2.進行管理と情報公開.....	11

参考資料

1. 対象区分別一覧表.....	12
2. 組織別一覧表.....	13

1. 計画の基本的事項

1-1. 計画策定の背景

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題です。すでに世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、わが国においても平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響が観測されています。

このような中、2015年12月には、COP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）にて「パリ協定」が採択され、産業革命以前からの世界の平均気温の上昇を2.0℃未満にとどめるべく、全ての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築され、2016年11月に発効しました。これに伴い、今後、深刻化が予想される地球温暖化に対し、発展途上国を含めた世界の国々が、行動を始めることになりました。

「パリ協定」の採択を受け、我が国は地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成28年(2016年)5月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「温対法」という。)を改正し「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、2021(令和3)年4月には「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。」ことを中期目標として表明しました。また、福島県においても、2021(令和3)年2月に、2050年までに脱炭素社会の実現を目指す「福島県2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。

これらの状況を踏まえ、相馬市においても、「第3次相馬市役所地球温暖化防止実行計画」を定め、温室効果ガスの46%削減を目標として、取り組みを推進することとしました。

1-2. 計画の目的

「第3次相馬市役所地球温暖化防止実行計画」(以下「本計画」という。)は、温対法第21条に基づく、本市の事務事業から排出される温室効果ガスを削減するための計画です。

この計画は、私たち相馬市職員の地球温暖化対策に取り組む意志を表す宣言書であり、市民や市内事業者の温室効果ガス削減の取り組みの率先垂範となるべく、定めた地球温暖化対策に係る取り決めです。

1-3.計画の対象範囲

本計画は、相馬市の全ての事務・事業を対象範囲とします。対象とする施設等は、巻末に示します。

1-4.対象とする温室効果ガス

温対法では、表 1 に示す 7 種類の温室効果ガスが削減の対象となっています。ただし、日本で排出される温室効果ガスの約 9 割を二酸化炭素が占めることから、本計画において対象とする温室効果ガスは、まずは二酸化炭素とします。

表 1 計画の対象となる温室効果ガスの種類

ガスの種類	人為的な発生源
①二酸化炭素 (CO ₂)	【エネルギー起源】 施設での電気や燃料（都市ガス、灯油、重油など）の使用、公用車での燃料（ガソリンなど）の使用により排出されるもの。 【非エネルギー起源】 廃プラスチック類の焼却等により排出されるもの。
②メタン (CH ₄)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、下水やし尿・雑排水の処理等により排出されるもの。
③一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、下水やし尿・雑排水の処理等により排出されるもの。
④ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出されるもの。
⑤パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出されるもの。
⑥六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出されるもの。
⑦三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングや CVD 装置のクリーニングにおいて用いられるもの。

1-5.計画の期間

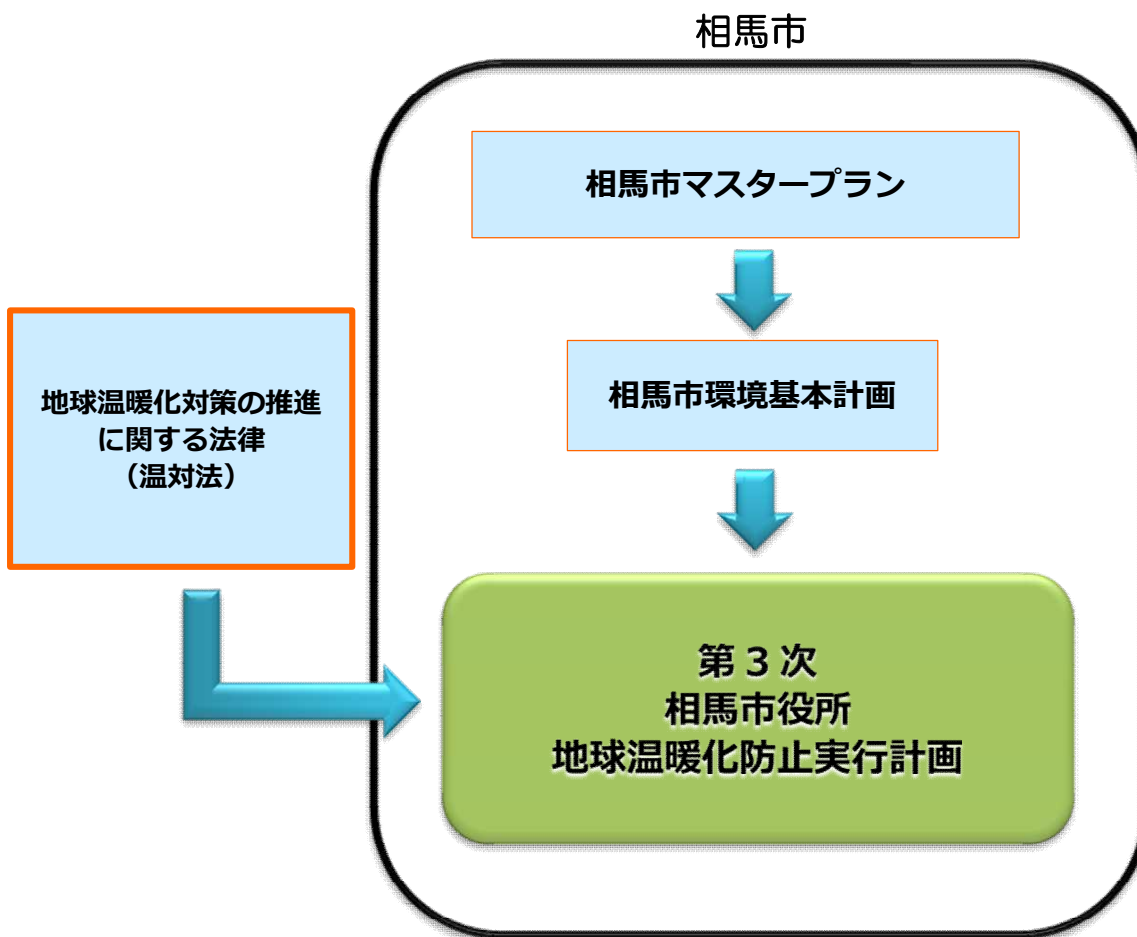
本計画の計画期間は、2024 年度から 2030 年度までの 7 年間とします。ただし、地球温暖化対策に関する社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

1-6.計画の位置づけ

本計画は、「相馬市マスタープラン」を踏まえ策定された「相馬市環境基本計画」に規定している地球温暖化防止対策に関し、「市役所としての取組の持続・促進」を図るためのものです。

また、温対法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として策定します。

「本計画」の位置づけ



2. 温室効果ガスの排出状況

2-1. 温室効果ガスの排出状況

本市の2023年度（R5年度）における温室効果ガスの排出状況は、次のとおりです。

単位（t）

	電気	ガソリン	灯油	軽油	重油	LPG	合計	構成比
事務施設	314	0	7	0	0	2	324	11.1%
文化スポーツ施設	321	0	15	0	0	2	338	11.6%
学校施設	540	0	109	0	0	0	650	22.3%
その他の施設	59	0	24	0	0	0	83	2.9%
下水道施設	545	0	1	1	217	1	764	26.2%
排水等施設	93	0	0	1	49	0	143	4.9%
廃棄物処理施設	459	0	0	0	0	0	459	15.7%
公用車	0	98	0	57	0	0	155	5.3%
合計	2,331	98	157	59	266	5	2,916	100.0%
構成比	79.9%	3.4%	5.4%	2.0%	9.1%	0.2%		

2-2. 温室効果ガスの排出削減に向けた課題

前述のとおり、当市における温室効果ガスの約8割は電気によるものであり、2位の重油によるものを加えると約9割に達します。よって、これらの削減が課題となります。

電気及び重油については、水処理施設等により多く使用されており、また、各施設でも満遍なく使用されていることから、消費量の多い水処理施設の高効率化を図ること、及び照明などの汎用的設備の高効率化が課題となります。

さらに、これらの消費電力の状況に応じて、再生可能エネルギーの導入について、検討する必要があります。

3. 温室効果ガスの排出削減目標

3-1. 温室効果ガスの排出削減目標

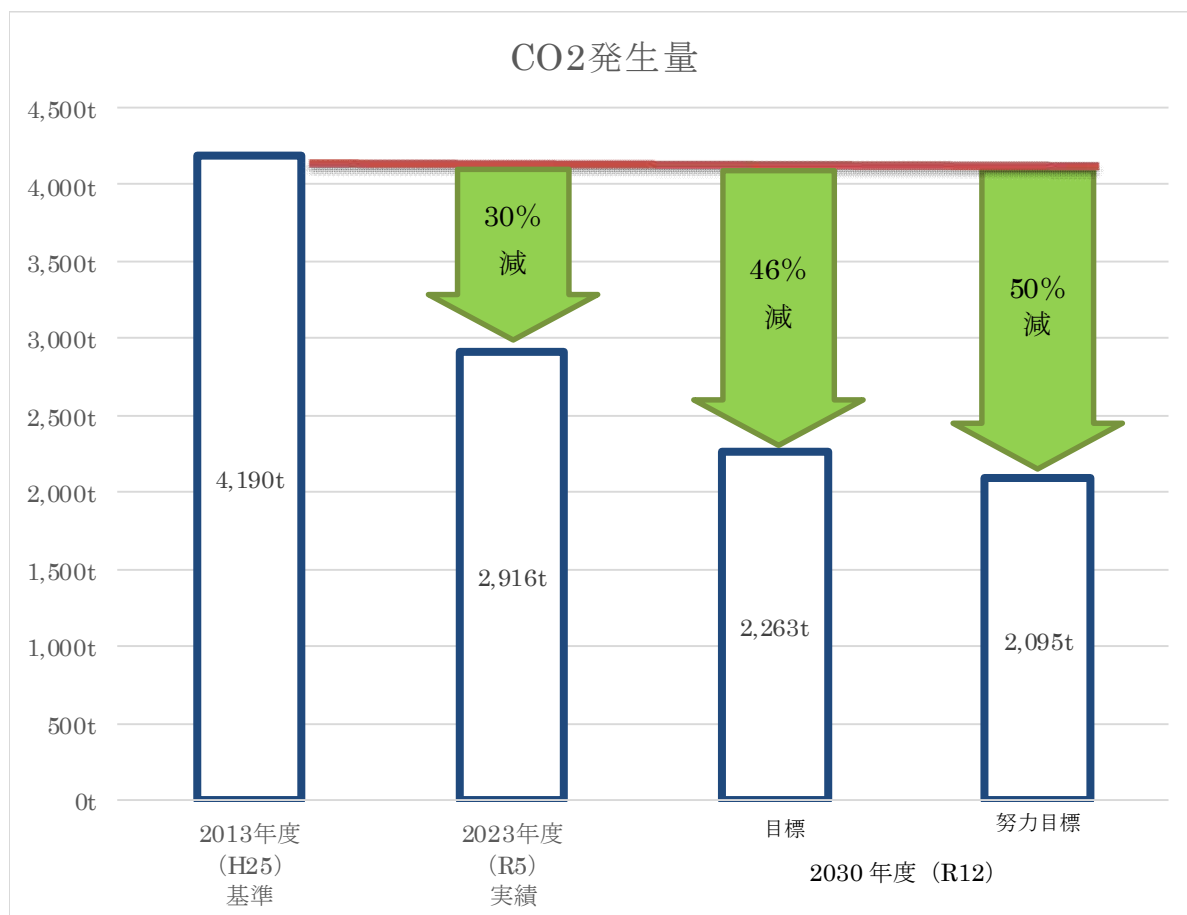
本計画においては、「1-1.計画策定の背景」に記載のとおり、削減目標を以下のとおりとします。

削減目標

2013 年度を基準として、

2030 年度末までに、46%削減を目標とし、

50%削減を努力目標とします。



4. 削減目標に向けた取り組み

4-1.削減目標に向けた取り組み

本計画の温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、私たち相馬市職員等は、以下の取り組みの実行に努めます。

職員全員が省エネに配慮した行動の実践

職員全員が高い意識を持ち、職務を遂行する際には常に環境に配慮した行動を心掛け、事務事業における省エネ行動に努めます。

職員の省エネ行動の取り組み

項目	取組内容
空調	・執務室内や会議室の空調にあたっては、室内温度（冷房28℃、暖房20℃）を目安とする。 ・クールビズ・ウォームビズなど、執務中の服装は設定温度に適したもののとする。 ・ブラインド等の遮光用具の活用により効率的な冷房を図る。 ・断続的に使用する部屋（会議室等）の空調は、電源をこまめに切る。
照明	・昼休みには、窓口業務や市民サービスに支障のない範囲で消灯する。 ・時間外勤務のときは廊下など不必要な照明は消灯する。 ・断続的に使用する部屋（会議室等）の照明はこまめに消す。
OA 機器	・昼休み中はパソコンを低電力モードに移行する。 ・パソコンモニターの輝度を業務に支障のない範囲で下げる。
公用車	・緩やかな発進、加減速の少ない運転、アイドリングストップなど、エコドライブ（環境に配慮した運転）を心がける。 ・必要最低限の荷物を積むようにする。 ・目的地や走行経路を勘案し、合理的な走行ルートを選択に努める。 ・荷物の積み下ろし等で車を降りる際はエンジンを切る。 ・エアコンの使用は控えめにし、使用する際には適正温度となるようこまめに調節する。 ・可能な範囲で自転車や公共交通機関の利用を検討する。
上水	・食器類の洗浄やトイレ等の使用の際は、常に節水に努める。
紙利用	・両面コピーを基本とし、リユース活用を徹底する。 ・電子メールによる簡易的な通知等は、印刷せず、電子回覧板機能により情報共有する。

冷暖房や給湯・照明機器等の効率化

施設管理者等は、施設単位での確実な省エネ及び温室効果ガス削減を実現するため、管理・点検業者等と連携して定期的な保守・管理を実行するとともに、「省エネ運用マニュアル」に基づき、設備機器の効率的な運用に努めます。

設備機器の保守・管理の取り組み

項目	取組内容
熱源	・ボイラーなどの定期点検を実施する。
空調	・空調フィルターの定期的な清掃・点検を実施する。 ・換気フィルターの定期的な清掃・点検を実施する。
照明	・照明器具の定期的な清掃・交換を実施する。

設備機器の運用改善の取り組み

項目	取組内容
熱源	・冷温水出口温度の適正化 ・熱源機の停止時間の電源遮断
空調	・空調機設備、熱源機の起動時刻の適正化 ・空調設定温度、湿度の適正化 ・全熱交換機の活用
給湯等	・給湯温度や循環水量の適正化を図る ・給湯の温水配管の保温を実施する
照明	・点灯時間の適正化 ・外灯等の点灯時間の季節別管理を行う。
その他	・排出係数の低い電気事業者との受電契約 ・省エネ診断や CO ₂ 削減診断等の受診による運用改善

設備を更新する際は、省エネ性能の高いものの選定

設備機器等の更新については、「相馬市公共施設等総合管理計画」に基づき、地域における重要度、劣化の状況、費用対効果などを勘案し、適正な更新時期に行うとともに、設備機器の選定にあたっては、温室効果ガスの排出量削減につながる効率的な設備機器等の優先的な導入に努めます。

設備機器の更新の取り組み

項目	取組内容
設備全般	- 施設についてZEB基準又はZEB基準相当※若しくは省エネルギー基準※へ適合させる - 設備のダウンサイジングを検討し、設備改修時には、使用実態に基づき、設備容量を最適化する 例：熱源機、ポンプ、ファン等の設備容量が小さいものに更新する
熱源	ポンプ台数制御等の最適化システムの導入
空調	- 空調対象範囲の細分化 - エネルギー消費効率の高い空調機設備への更新 - スケジュール運転・断続運転制御システムの導入
受変電	エネルギー損失の少ない変圧器への更新
照明	- 照明対象範囲の細分化 - LED照明など高効率ランプの導入
建物	高断熱ガラス・二重サッシの導入
公用車	公用車の新規導入、更新をするときは、電動車※又は低公害車（低燃費かつ低排出ガス認定車、ハイブリッド車等）を優先的に選択する。

※ZEB基準、ZEB基準相当：地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に定めるネット・ゼロ・エネルギー・ビル基準及びその基準に相当するもの

※省エネルギー基準：建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準

※電動車：電気自動車、燃料電池自動車及びプラグインハイブリッド自動車をいう。

物品、エネルギーを調達する際は、環境に配慮したものを選択します。

国の調達方針やグリーン購入ガイドラインに適合した物品や低公害車等の調達を進めるほか、電力等のエネルギーの調達については、温室効果ガスの排出量が少ない電力を調達するなど、環境に配慮した物品、エネルギーの優先的な導入に努めます。

再生可能エネルギーを活用します。

自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、太陽光発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入します。

4-2.推進事務局の取り組み

推進事務局は、削減目標やその取組の進行管理を図り、関係各所が円滑、かつ確実に地球温暖化対策を推進できるように支援します。

項目	取組内容の一例
意識啓発	・本計画の周知徹底 ・職員の地球温暖化対策への意識の啓発
情報提供	・設備機器の導入や運用改善等に関する各種補助事業等に関する情報収集及び情報提供
進行管理	・施設・設備更新等に係る省エネ効果等の検証、及び当該関係者へのフィードバック ・各施設等のエネルギーデータに基づく温室効果ガス排出量の算定、各種報告等の実施
情報公開	・毎年度、取組結果を集計し、目標の達成状況を公表

5. 計画の推進

5-1. 推進体制

平成14年相馬市訓令第2号「相馬市役所地球温暖化防止実行計画推進規程」(注)に従って推進します。

推進指導員は、目標達成のために所属職員を取りまとめることが必要であることから課長補佐、教頭を選任することとします。

※相馬市役所地球温暖化防止実行計画推進規程
(趣旨)

第一条 この規程は、相馬市役所地球温暖化防止実行計画(以下「実行計画」という。)の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

(推進責任者)

第二条 課所室等に推進責任者を置く。

2 推進責任者は、別表に掲げる者をもつて充てる。

(推進責任者の任務)

第三条 推進責任者は、次に掲げる任務を行わなければならない。

一 実行計画の推進に関すること。

二 実行計画の実施状況等の自己点検及び評価に関すること。

三 実行計画の実施状況報告に関すること。

四 その他実行計画の推進に関すること。

2 推進責任者は、実行計画の推進に関し必要な事項を推進指導員に指示することができる。

(推進指導員)

第四条 室課所等に推進指導員を置き、推進責任者が指名する者をもつて充てる。

2 推進指導員は、実行計画の取組について、所属職員への周知の徹底に努める。

3 推進指導員は、実行計画の取組状況等の自己点検及び評価を行い推進責任者に報告しなければならない。

4 推進指導員は、実行計画の取組状況を記録し、推進責任者に報告しなければならない。

(所属職員の責務)

第五条 室課所等の所属職員は、実行計画の趣旨に基づき、日常勤務における資源及びエネルギーの節約や廃棄物の排出抑制など環境への負荷の低減に努めなければならない。

(公表)

第六条 第三条第一項第三号の規定に基づく実施状況を庁議に付議し、審議を得て公表する。

(庶務)

第七条 実行計画推進に関する庶務は、民生部生活環境課において処理する。

(委任)

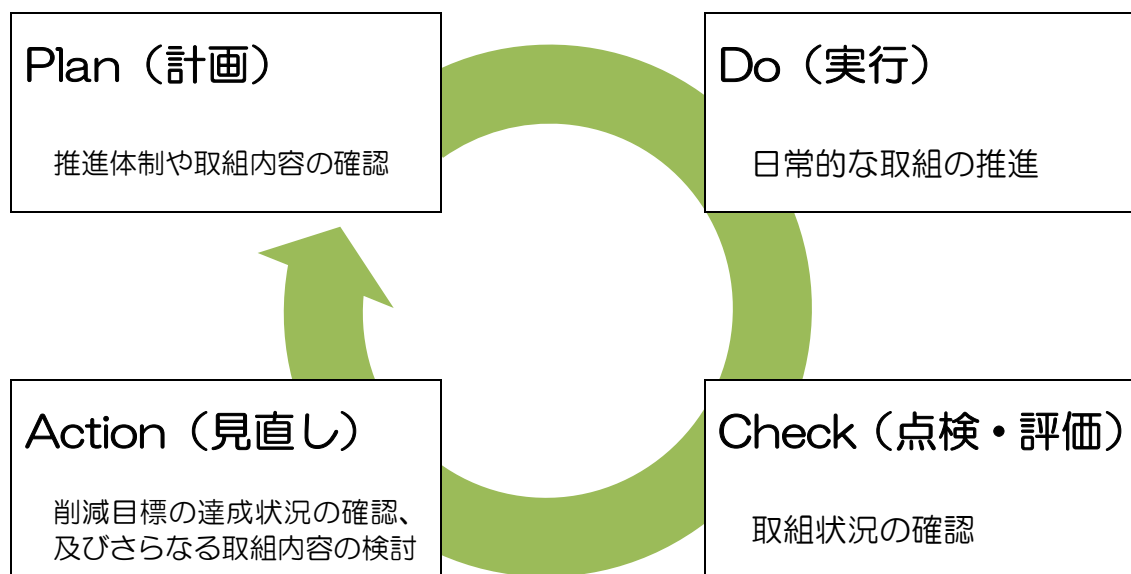
第八条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

別表(第二条関係)

推進責任者
相馬市行政組織規則(平成十六年相馬市規則第十五号)第十四条に規定する課長及び室長、相馬市教育委員会事務局組織に関する規則(平成八年相馬市教育委員会規則第三号)第七条に規定する課長、保健センター所長、図書館長、市民会館長、中央公民館長、議会事務局次長、農業委員会事務局次長、監査委員事務局次長、選挙管理委員会事務局次長、市立小・中・養護学校長

5-2.進行管理

本計画における施策を着実に推進し、削減目標を達成していくため、PDCAサイクルに基づいて、計画の進行管理を行います。実行計画の進行管理は、生活環境課（生活環境係）で行うものとします。



5-3.計画の点検・評価・見直しの方法

（１）計画の点検・評価

各課所の推進指導員は、定期的に生活環境課へ報告するものとします。

（２）計画の見直し・公表

生活環境課長は、各課所からの報告内容を検証し、改善を必要とする事項があれば、是正措置を講じます。また、生活環境課長は、各年度終了時に、集計されたエネルギー使用量から温室効果ガスの排出量を算定し、基準年度との比較を行います。

この結果から、本計画に掲げる二酸化炭素排出量の削減目標について達成状況を確認し、必要に応じて、取組内容の改善や本計画の見直しを行います。

また、毎年度の温室効果ガスの排出量、基準年度との比較の結果を庁内に公表します。

対象区分別一覧表

対象区分		施設名
事務系 施設	事務施設	市庁舎、車庫、防災備蓄倉庫、各消防屯所、保健センター、井戸端長屋、旧玉野小・中学校、旧相馬支援学校、各公民館
	文化・スポーツ施設	相馬市伝承鎮魂記念館、体験実習館、尾浜こども公園、東グラウンド、生涯学習会館、相馬市歴史資料収蔵館、相馬市郷土蔵、光陽パークゴルフ場、スポーツアリーナそうま、角田公園テニスコート、市民プール、長友グラウンド・二の丸球場、相馬光陽サッカー場、相馬こどもドーム、図書館、市民会館
	学校施設	南庁舎、相馬愛育園、川原町児童センター、東部子ども公民館、西部子ども公民館、相馬市中央児童センター、放課後児童クラブ、相馬こどものみんなの家、各小学校、各中学校、各幼稚園、相馬市教育研究実践センター、LVMH子どもアートメゾン
	その他の施設	相馬市バスターミナル、駅前自転車駐輪場、相馬市総合福祉センター、相馬市老人憩の家清流荘、初野射撃場、原釜漁具倉庫、原釜共同集配施設、原釜荷捌き施設、原釜海水浄化施設、磯部水産加工施設、磯部漁具倉庫、磯部上架施設、相馬復興市民市場、チャレンジショップ、緑地公園、原釜尾浜海浜公園、千客万来館、道の駅、各公園、排水ポンプ場、磯部慰霊碑、相馬タワー、各街路灯
事業系 施設	下水道施設	下水処理場、原釜排水機場、浄化センター、各ポンプ場、各マンホールポンプ
	排水等施設	松ヶ房ダム、各排水機場、排水ポンプ等
	廃棄物処理施設	一般廃棄物埋立処分場、産業廃棄物埋立処分場
公用車		

組織別一覧表

1. 総務課

市庁舎、南庁舎、車庫（袋町、北町、川原町）

2. 地域防災対策室

防災備蓄倉庫、各消防屯所

3. 財政課

所管する公用車

4. 企画政策課

相馬市バスターミナル

5. 生活環境課

一般廃棄物埋立処分場、産業廃棄物埋立処分場、駅前自転車駐輪場

6. こども家庭課

相馬愛育園、川原町児童センター、東部子ども公民館、西部子ども公民館、相馬市中央児童センター、放課後児童クラブ（八幡小、飯豊小）、相馬こどものみんなの家

7. 高齢福祉課

相馬市総合福祉センター（はまなす館）、相馬市老人憩の家清流荘

8. 保健センター

保健センター

9. 農林水産課

松ヶ房ダム、排水機場（古磯部、和田、新田、相馬、芹谷地、山信田、塚部）、初野射撃場、原釜漁具倉庫、原釜共同集配施設、原釜荷捌き施設、原釜海水浄化施設、磯部水産加工施設、磯部漁具倉庫、磯部上架施設、相馬復興市民市場

10. 商工観光課

チャレンジショップ、緑地公園、品川堀ポンプ、原釜尾浜海浜公園、千客万来館、相馬市伝承鎮魂記念館、道の駅、体験実習館

11. 都市整備課

公園（尾浜こども）、新町緑地、前沢目、高池前、川沼西、馬陵、刈敷田南、大野台）、排水ポンプ場（梅川、刈敷田揚水）、磯部慰霊碑、相馬タワー

12. 土木課

所管する街路灯

13. 建築課

井戸端長屋（馬場野山田、南戸崎、狐穴、細田東）

14. 下水道課

下水処理場、原釜排水機場、浄化センター（磯部、山信田）、
ポンプ場（中野第1、第2、松川、袋町、細田、小泉川）、市内マンホールポンプ

15. 教育委員会総務課

○各市立小学校

中村第一小学校、中村第二小学校、桜丘小学校、大野小学校、飯豊小学校、八幡
小学校、日立木小学校、磯部小学校、山上小学校

○各市立中学校

中村第一中学校、中村第二中学校、向陽中学校、磯部中学校

○各市立幼稚園

大野幼稚園、飯豊幼稚園、八幡幼稚園、日立木幼稚園

○その他

東グラウンド（駅東）、旧玉野小・中学校、旧相馬支援学校、所管する公用車

16. 教育委員会学校教育課

相馬市教育研究実践センター

17. 生涯学習課

○文科系施設

生涯学習会館、L VMH子どもアートメゾン、相馬市歴史資料収蔵館、相馬市郷土蔵

○スポーツ施設

光陽パークゴルフ場、スポーツアリーナそうま、角田公園テニスコート、
市民プール、長友グラウンド・二の丸球場、相馬光陽サッカー場、相馬こどもドーム

18. 中央公民館

中央公民館、東部公民館、大野公民館、飯豊公民館、日立木公民館、八幡公民館、
山上公民館、玉野公民館、磯部公民館

19. 図書館

図書館

20. 市民会館

市民会館

※口囲みは、指定管理者制度適用施設

※関連設備を含む。

第3次相馬市役所地球温暖化防止実行計画

令和7年3月26日

発行 福島県相馬市民生部生活環境課

〒976-8601 福島県相馬市中村字北町 63-3

TEL 0244-37-2143（生活環境課）
